

令和6年6月4日

保護者様

舞鶴市立池内小学校

校長 平 進

いじめの調査について

保護者の皆様方におかれましては、御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校の教育活動に御理解、御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、平成29年3月に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されたことを受け、平成30年4月に「京都府いじめ防止基本方針」が改定されました。改定によりいじめが「解消している」状態（以下、「解消の定義」という。）について下記のとおり定義されました。

つきましては、本校において実施している「いじめ調査」につきましても、このいじめの「解消の定義」に基づき実施しますので、お知らせします。

今後も、丁寧に子どもたちを見守り、子どもたちの気持ちに寄り添いながら対応していきますので、よろしく願いいたします。

記

いじめの「解消の定義」について（「京都府いじめ防止基本方針」（平成30年4月改定）より）

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。